

監査報告書

2021年11月14日

特定非営利活動法人 マドレボニータ

理事長（共同代表） 中桐 昌子 様

理事長（共同代表） 山本 裕子 様

監事 岡本 拓也



永田 恵美



私たちは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人マドレボニータの2020年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）について監査を行った。

私たちは、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては会合を持ち、必要と認める場合には質問を行った。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2020年度の事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私たちは、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人マドレボニータの2021年9月30日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

[マドレボニータのトランジッショングの経過]

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、2020年3月以降は対面での産後ケア教室開催が困難となり事業収益が大幅に減少し、6月以降は新たな取り組み（オンライン講座、シングルマザーのセルフケア講座、新養成コースプログラムの開発など）も開始したが、一方で経営方針を巡る関係者間の意見の相違が生まれ、2021年12月の理事改選を経て、新たな体制の下で事業を継続することとなった。

事業面においては、対面による産後ケア教室の段階的再開、受講者を対象としたコロナ禍における妊産婦の実態調査研究（大学と協力）、産後ケアバトン制度の再開、オンライン講座形式の両親学級の開発、新たなスクール形式での養成コースの開始、マドレボニータ独自の調査研究（産後白書4）など、新しい生活様式に対応すべく工夫した上

で、各種事業を推進した。ガバナンス・コンプライアンス関連の取り組みとしては、ハラスメント対策のフロー策定・研修実施、マドレボニータ行動規範の策定、毎月のパルスサーベイによるインストラクター・スタッフの状態把握、ガバナンスの認証取得への取り組みなどを通じ、団体のガバナンスのあり方を見直しつつ、その強化をはかってきた。さらに、経営体制強化の観点からは、民間企業と非営利団体が社会課題解決事業の経営について本質的な議論・協働を行うプログラムに理事が参画するなどの取り組みを行っている。

以上のことより、新体制の下で昨年度の課題については着実に対応が進んでおり、事業及びガバナンスが適切に機能しつつある状況と考えられる。新たな体制での経営は2年目に入るところであり、引き続き法人の業務が適切に執行されるよう、注視する必要がある。

以上